

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

目次

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第1章 総則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 <u>短期売買商品の譲渡による損益</u></p> <p>第5款 <u>有価証券の譲渡による損益</u></p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 <u>その他の収益等</u></p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> | <p>第1章 総則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 <u>有価証券の譲渡による損益</u></p> <p>第5款 <u>利子、配当、使用料等に係る収益</u></p> <p>第6款 <u>その他の収益等</u></p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------------------|---------------------------------|
| 第 1 款 売上原価等 | 第 1 款 売上原価等 |
| 第 2 款 販売費及び一般管理費等 | 第 2 款 販売費及び一般管理費等 |
| 第 3 款 損失 | 第 3 款 損失 |
| 第 3 節 <u>有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等</u> | 第 3 節 <u>有価証券の譲渡損益、時価評価損益等</u> |
| 第 1 款 有価証券の譲渡損益等 | 第 1 款 有価証券の譲渡損益等 |
| 第 2 款 有価証券の取得価額 | 第 2 款 有価証券の取得価額 |
| 第 3 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 | 第 3 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 |
| 第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等 | 第 4 款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等 |
| 第 5 款 有価証券の時価評価損益 | 第 5 款 有価証券の時価評価損益 |
| 第 6 款 デリバティブ取引に係る損益等 | 第 6 款 デリバティブ取引に係る損益等 |
| 第 7 款 ヘッジ処理による損益 | 第 7 款 ヘッジ処理による損益 |
| 第 8 款 <u>短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</u> | |
| 第 9 款 <u>短期売買商品の時価評価損益</u> | |
| 第 4 節 収益及び費用の帰属時期の特例 | 第 4 節 収益及び費用の帰属時期の特例 |
| 第 1 款 長期割賦販売等 | 第 1 款 長期割賦販売等 |
| 第 2 款 工事の請負 | 第 2 款 工事の請負 |
| 第 5 節 割戻し | 第 5 節 割戻し |
| 第 1 款 売上割戻し | 第 1 款 売上割戻し |
| 第 2 款 仕入割戻し | 第 2 款 仕入割戻し |
| 第 6 節 その他 | 第 6 節 その他 |
| 第 3 章 受取配当等 | 第 3 章 受取配当等 |
| 第 1 節 受取配当等の金額 | 第 1 節 受取配当等の金額 |
| 第 2 節 負債の利子の計算 | 第 2 節 負債の利子の計算 |
| 第 1 款 支払利子 | 第 1 款 支払利子 |

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

第2款 有価証券の評価益

第3款 固定資産の評価益

第4款 その他

第2節 受贈益

第1款 広告宣伝用資産等の受贈益

第2款 未払給与の免除益

第5章 棚卸資産の評価

第1節 棚卸資産の取得価額

第1款 購入した棚卸資産

第2款 製造等に係る棚卸資産

第2節 棚卸資産の評価の方法

第1款 原価法

第2款 低価法

第3款 評価の方法の選定及び変更

第3節 原価差額の調整

第4節 棚卸しの手続

第6章 減価償却資産の償却等

第1節 減価償却資産の範囲

第2款 控除する負債の利子の計算

第4章 その他の益金等

第1節 資産の評価益

第1款 通則

第2款 有価証券の評価益

第3款 固定資産の評価益

第4款 その他

第2節 受贈益

第1款 広告宣伝用資産等の受贈益

第2款 未払給与の免除益

第5章 棚卸資産の評価

第1節 棚卸資産の取得価額

第1款 購入した棚卸資産

第2款 製造等に係る棚卸資産

第2節 棚卸資産の評価の方法

第1款 原価法

第2款 低価法

第3款 削除

第4款 評価の方法の選定及び変更

第3節 原価差額の調整

第4節 棚卸しの手続

第6章 減価償却資産の償却等

第1節 減価償却資産の範囲

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 第1款 減価償却資産 | 第1款 減価償却資産 |
| 第2款 少額の減価償却資産等 | 第2款 少額の減価償却資産等 |
| 第2節 減価償却の方法 | 第2節 減価償却の方法 |
| 第3節 固定資産の取得価額等 | 第3節 固定資産の取得価額等 |
| 第1款 固定資産の取得価額 | 第1款 固定資産の取得価額 |
| 第2款 耐用年数の短縮 | 第2款 耐用年数の短縮 |
| 第4節 償却限度額等 | 第4節 償却限度額等 |
| 第1款 通則 | 第1款 通則 |
| 第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額 | 第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額 |
| 第3款 増加償却 | 第3款 増加償却 |
| 第4款 陳腐化償却 | 第4款 陳腐化償却 |
| 第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産 | 第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産 |
| 第5節 償却費の損金経理 | 第5節 償却費の損金経理 |
| 第6節 特殊な資産についての償却計算 | 第6節 特殊な資産についての償却計算 |
| 第1款 鉱業用減価償却資産の償却 | 第1款 鉱業用減価償却資産の償却 |
| 第2款 取替資産についての償却 | 第2款 取替資産についての償却 |
| 第3款 特別な償却率を適用する資産の償却 | 第3款 特別な償却率を適用する資産の償却 |
| 第4款 生物の償却 | 第4款 生物の償却 |
| 第6節の2 <u>リース資産の償却等</u> | |
| 第1款 <u>所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</u> | |
| 第2款 <u>賃借人の処理</u> | |
| 第3款 <u>賃貸人の処理</u> | |
| 第4款 <u>その他</u> | |
| 第7節 除却損失等 | 第7節 除却損失等 |
| | 第5款 <u>国外リース資産の償却</u> |

- 第 1 款 除却損失等の損金算入
- 第 2 款 総合償却資産の除却価額等
- 第 3 款 個別償却資産の除却価額等
- 第 8 節 資本的支出と修繕費
- 第 9 節 劣化資産

第 7 章 繰延資産の償却

- 第 1 節 繰延資産の意義及び範囲等
- 第 2 節 繰延資産の償却期間
- 第 3 節 償却費の計算

第 8 章 その他の損金

- 第 1 節 資産の評価損
 - 第 1 款 通則
 - 第 2 款 棚卸資産の評価損
 - 第 3 款 有価証券の評価損
 - 第 4 款 固定資産の評価損
- 第 2 節 役員給与等
 - 第 1 款 役員等の範囲
 - 第 2 款 経済的な利益の供与
 - 第 3 款 定期同額給与
 - 第 4 款 事前確定届出給与
 - 第 5 款 損金の額に算入される利益連動給与
 - 第 6 款 過大な役員給与の額
 - 第 7 款 退職給与
 - 第 8 款 使用人給与

- 第 1 款 除却損失等の損金算入
- 第 2 款 総合償却資産の除却価額等
- 第 3 款 個別償却資産の除却価額等
- 第 8 節 資本的支出と修繕費
- 第 9 節 劣化資産

第 7 章 繰延資産の償却

- 第 1 節 繰延資産の意義及び範囲等
- 第 2 節 繰延資産の償却期間
- 第 3 節 償却費の計算

第 8 章 その他の損金

- 第 1 節 資産の評価損
 - 第 1 款 通則
 - 第 2 款 棚卸資産の評価損
 - 第 3 款 有価証券の評価損
 - 第 4 款 固定資産の評価損
- 第 2 節 役員給与等
 - 第 1 款 役員等の範囲
 - 第 2 款 経済的な利益の供与
 - 第 3 款 定期同額給与
 - 第 4 款 事前確定届出給与
 - 第 5 款 損金の額に算入される利益連動給与
 - 第 6 款 過大な役員給与の額
 - 第 7 款 退職給与
 - 第 8 款 使用人給与

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|------------------------|------------------------|
| 第9款 転籍、出向者に対する給与等 | 第9款 転籍、出向者に対する給与等 |
| 第10款 特殊支配同族会社の役員給与 | 第10款 特殊支配同族会社の役員給与 |
| 第11款 新株予約権を対価とする費用等 | 第11款 新株予約権を対価とする費用等 |
| 第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡 | 第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡 |
| 第3節 保険料等 | 第3節 保険料等 |
| 第4節 寄附金 | 第4節 寄附金 |
| 第1款 寄附金の範囲等 | 第1款 寄附金の範囲等 |
| 第2款 国等に対する寄附金 | 第2款 国等に対する寄附金 |
| 第3款 被災者に対する義援金等 | 第3款 被災者に対する義援金等 |
| 第4款 その他 | 第4款 その他 |
| 第5節 租税公課 | 第5節 租税公課 |
| 第1款 租税 | 第1款 租税 |
| 第2款 罰料金 | 第2款 罰料金 |
| 第3款 第二次納税義務による納付税額 | 第3款 第二次納税義務による納付税額 |
| 第4款 賦課金、納付金等 | 第4款 賦課金、納付金等 |
| 第6節 貸倒損失 | 第6節 貸倒損失 |
| 第1款 金銭債権の貸倒れ | 第1款 金銭債権の貸倒れ |
| 第2款 返品債権特別勘定 | 第2款 返品債権特別勘定 |
| 第7節 負担金 | 第7節 負担金 |
| 第8節 その他の経費 | 第8節 その他の経費 |
| 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 | 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用 |
| 第2款 海外渡航費 | 第2款 海外渡航費 |
| 第3款 会費及び入会金等の費用 | 第3款 会費及び入会金等の費用 |
| 第4款 その他 | 第4款 その他 |

第9章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第10章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

第11章 繰越連結欠損金

第1節 連結事業年度の連結欠損金

第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算

第1節 通則

第2節 特定資産に係る譲渡等損失額

第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益

第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算

第9章 圧縮記帳

第1節 圧縮記帳の通則

第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳

第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳

第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳

第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳

第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳

第10章 引当金

第1節 通則

第2節 貸倒引当金

第1款 通則

第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金

第3節 返品調整引当金

第11章 繰越連結欠損金

第1節 連結事業年度の連結欠損金

第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金

第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算

第1節 通則

第2節 特定資産に係る譲渡等損失額

第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益

第13章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第 14 章 連結法人間取引の損益調整</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p><u>第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引</u></p> <p>第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第 2 款 譲渡人の処理</p> <p>第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</p> | <p>第 1 節 時価評価法人</p> <p>第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益</p> <p>第 3 節 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理</p> <p>第 14 章 連結法人間取引の損益調整</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整</p> <p>第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ</p> <p>第 15 章 リース取引</p> <p>第 1 節 リース取引の意義</p> <p><u>第 2 節 売買とされるリース取引</u></p> <p>第 1 款 <u>売買とされるリース取引の意義</u></p> <p>第 2 款 <u>賃借人の処理</u></p> <p>第 3 款 <u>賃貸人の処理</u></p> <p><u>第 3 節 金銭の貸借とされるリース取引</u></p> <p>第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定</p> <p>第 2 款 譲渡人の処理</p> <p>第 3 款 譲受人の処理</p> <p>第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等</p> <p>第 1 節 通則</p> <p>第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算</p> |

第17章 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第18章 特殊な損益の計算

第1節 特殊な団体の損益

第1款 組合事業による損益

第2款 従業員団体の損益

第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

第1款 事業分量配当等

第2款 特別の賦課金

第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等

第2款 債権者等の損益

第4節 受益者等課税信託による損益

第19章 税額の計算

第1節 連結特定同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲

第2款 連結留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

第17章 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第18章 特殊な損益の計算

第1節 特殊な団体の損益

第1款 組合事業による損益

第2款 従業員団体の損益

第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金

第1款 事業分量配当等

第2款 特別の賦課金

第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

第1款 更生会社等の損益等

第2款 債権者等の損益

第4節 受益者等課税信託による損益

第19章 税額の計算

第1節 連結特定同族会社の特別税率

第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲

第2款 連結留保金額の計算

第2節 所得税額の控除

第3節 外国税額の控除

第1款 通則

第2款 外国法人税の直接控除

第3款 外国子会社に係る外国法人税の間接控除

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第5款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過的取扱い</p> | <p>第4款 外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</p> <p>第5款 その他</p> <p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過的取扱い</p> |